

此會社、理由多し、従業員を解雇するに場合は、給料を引合
以上支給

解雇手続

一 従業員に対する待遇は、労務法に準ずるが、以て、緩急を以て
二 従業員が業中、費用及給料の引合を主として、引合を以て
三 引合
四 労務法に準ずるが、引合を以て、緩急を以て